

平成 23 年版

出入国管理

法務省入国管理局編

はじめに

平成 23 年版「出入国管理」の発刊に当たって



羽田空港（平成 22 年：写真提供 東京国際空港ターミナル株式会社）

昭和 34 年から発刊されている「出入国管理」は、本書で 17 冊目になります。平成 15 年版以前の「出入国管理」では、5 年間の出入国管理行政の歩みをまとめたものとして発刊していましたが、近年、出入国管理をめぐる情勢がめまぐるしく変化し、出入国管理行政は、この変化に迅速かつ的確に対応することが求められています。そこで、平成 16 年版以後は、「出入国管理」は毎年出入国管理行政の動きを取りまとめて発刊しています。

この平成 23 年版「出入国管理」では、平成 18 年から平成 22 年までの過去 5 年間の業務の推移を見つつ、近年において求められている外国人旅行者の訪日促進を通じた観光立国実現への取組、高度人材を始めとする専門的・技術的分野の外国人労働者の一層の受入れ、不法滞在者・偽装滞在者の縮減、テロリスト等の確実な入国阻止、また、平成 22 年度における東日本大震災による未曾有の被害に対する緊急かつ迅速な対応など、最近の出入国管理行政を取り巻く状況や施策を平成 22 年度を中心に取りまとめ、紹介しています。

第 1 部では、「出入国管理をめぐる近年の状況」として、外国人の入国・在留等の状況

(第1章), 外国人の退去強制手続業務の状況(第2章), 難民認定業務等の状況(第3章), 人身取引対策の推進及び外国人DV被害者の適切な保護(第4章), 外国人登録の実施状況(第5章)について統計資料を基に紹介しています。

第2部では, 「平成22年度における出入国管理行政に係る主要な施策等」として, 新成長戦略等への対応(第1章), 新しい在留管理制度等の円滑な導入に向けた取組(第2章), 円滑かつ厳格な入国審査等の実施(第3章), 新たな技能実習制度の開始(第4章), 留学生の適正かつ円滑な受入れ(第5章), 在留期間更新許可申請者の在留期間の特例(第6章), 東日本大震災に対する入国管理局の取組(第7章), 国内に不法滞在・偽装滞在する者への対策(第8章), 在留特別許可の適正な運用(第9章), 難民の適正かつ迅速な庇護の推進(第10章), 国際社会への対応(第11章), 広報活動と行政サービスの向上(第12章)について紹介しています。

また, 資料編では, 平成22年度以降の出入国管理行政に関する主な出来事などを紹介しています。

本報告書を通じ, 出入国管理が皆様にとって親しみやすく分かりやすい行政となることができれば幸いです。

平成23年11月

法務省入国管理局長 高 宅 茂

平成 23 年版「出入国管理」のポイント

■平成 23 年版「出入国管理」の構成

- 本書は、出入国管理行政をめぐる状況（第 1 部）、主要な施策（第 2 部）及び資料編で構成。
- 第 1 部では、平成 18 年から 22 年までの 5 年間の業務の推移を見つつ、22 年の状況を記載。
- 第 2 部では、平成 22 年度における主要な施策を記載。

■第 1 部 出入国管理をめぐる近年の状況

○ 平成 22 年における外国人入国者数

平成 22 年における外国人入国者数（再入国者数を含む）は 944 万 3,696 人、再入国者数を除いた新規入国者については 791 万 9,726 人で、前年の外国人入国者数に比べ 186 万 2,366 人（24.6%）、新規入国者数は 180 万 332 人（29.4%）の増加となった。

○ 平成 22 年末現在の外国人登録者数

平成 22 年末現在の外国人登録者数は 213 万 4,151 人で、21 年末と比べ 2.4% 減少しているが、12 年末に比べ約 1.3 倍の増加となるなど、長期的には増加傾向にある。

また、外国人登録者数の我が国の総人口に占める割合は 1.67% であり、21 年末と比べ 0.04 ポイント低くなっている。

○ 不法残留者数

平成 23 年 1 月 1 日現在の不法残留者数は、厳格な入国審査の実施、関係機関との密接な連携による入管法違反外国人の摘発の実施等総合的な不法滞在者対策により、7 万 8,488 人であり、過去最高であった平成 5 年 5 月 1 日現在の 29 万 8,646 人から一貫して減少している。

■第 2 部 平成 22 年度における出入国管理行政に係る主要な施策等

○ 新成長戦略等への対応 - 我が国社会に活力をもたらす外国人の円滑な受入れ -

- ・ 病院等に入院して医療を受けるため長期間我が国に滞在する外国人患者について、長期間滞在可能な在留資格を付与することなどを内容とする「特定活動告示」の一部改正等を行った。
- ・ 我が国の国家資格を有する外国人歯科医師・看護師等に対する就労年数等に係る制限を撤廃することを内容とする上陸許可基準（省令）の一部改正を行った。
- ・ 高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度について検討を行い、関係省庁との協議を進めた。
- ・ 就職支援等の施策を通じた留学生の受入れ促進の観点から、専門士の称号を付与された専門学校卒業生について、上陸許可基準（省令）における学歴要件を満たすことができるよう、在留資格「技術」、「人文知識・国際業務」等に係る上陸許可基準（省令）の改正を行った。

○ 新しい在留管理制度等の円滑な導入に向けた取組

- ・ 平成 21 年 7 月に成立した改正入管法により、適法な在留資格をもって本邦に中長期間在留する外国人を対象として、法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する「新しい在留管理制度」が導入されることとなった。また、改正入管法の施行日からは当該外国人等が住民基本台帳法の適用対象に加わることとなり、市区町村において外国人住民に関する住民票が作成されるこ

ととなる。

- ・ 入国管理局では、平成24年7月の施行を念頭におき、円滑な施行に向けて、政省令や業務遂行の在り方の検討、新制度下における関係省庁及び地方公共団体との連携の在り方に関する協議の実施、システムの開発等の準備を進めるとともに、在京大使館向け説明会等を行うなど、広報活動にも力を入れている。

○ 円滑かつ厳格な入国審査等の実施

- ・ 我が国においては政府を挙げて観光立国の実現に向けた取組を進めているところであり、セカンドリ審査（二次的審査）の導入及び自動化ゲートの設置・増設等により、円滑な審査の一層の推進を図っている。
- ・ 国民の生命と安全を守るためには、観光客等を装ったテロリスト等の入国を確実に水際で阻止することが極めて重要であり、個人識別情報、ICPO紛失・盗難旅券データベース検索システム及びAPIS等を活用した、厳格な出入国審査を継続して実施している。

○ 新たな技能実習制度の開始

- ・ 当初より労働関係法令上の保護を受けられるように措置するなど、研修生・技能実習生の保護の強化を図るため、新たな研修・技能実習制度の運用が平成22年7月1日から開始され、制度の適正化に向けた取組を行っている。
- ・ 入国管理局では、法務省令等の規定に基づいて、研修・技能実習に関し不適正な行為を行った機関に対して、「不正行為」の認定を行い、当該機関が、研修生・技能実習生を受け入れることを、不正行為の類型に応じ、5年間、3年間又は1年間停止している。平成22年には163機関に対して「不正行為」を認定している。

○ 留学生の適正かつ円滑な受入れ

- ・ 平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略」において「質の高い外国人学生の受入れを30万人にすることを目指す」とされており、入国管理局ではその実現に向け、留学生の在籍管理を適切に行っている大学等からの申請については提出書類の大幅な簡素化を図るなど、留学生の適正かつ円滑な受入れを推進している。
- ・ 新たな施策として、平成22年7月からは、在留資格「留学」と「就学」の一本化や、大学において行うティーチングアシスタント等については、資格外活動許可を要しないこととした。

○ 在留期間更新許可申請者等の在留期間の特例

改正入管法により、在留期間の満了の日までに在留期間更新・在留資格変更許可申請をした場合において、申請に対する処分が在留期間の満了の日までに終了しない場合には、その外国人は在留期間の満了後も、処分がされる時又は従前の在留期間の満了の日から2月を経過する日のいずれか早いときまで、引き続き当該在留資格をもって本邦に在留することができることとした（平成22年7月施行）。

○ 東日本大震災に対する入国管理局の取組

- ・ 東日本大震災に伴い、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第2項の規定に基づく法務省告示の対象となった外国人については、在留期間の満了日を、特段の手續を要することなく、一律に、平成23年8月31日まで延長する措置をとった。また、諸外国からの救助隊約1,100人の迅速な受入れ、震災により出国を希望する外国人に対する迅速な再入国許可及び出国手續の実施に努めるとともに、震災により途中帰国した留学生及び研修・技能実習生の円滑な再来日のための措置をとった。
- ・ 入国管理局では、被災した可能性のある外国人の安否確認のため、自治体及び在日外国公館か

らの要請に基づき、被災地域の外国人登録者に関する情報を提供した。また被災地域の外国人及び同地域に居住する日本人を対象として、家族・親族等の関係にある者からの出国事実の有無の照会に応じた。

- ・ 被災地に居住していた外国人が避難先の市区町村で登録原票記載事項証明書の交付請求ができるようにする等の措置をとるとともに、外国人登録事務の遂行が困難となっている市区町村を支援するため、同事務に係る作業の代行等を行うこととした。
- ・ 専用ダイヤルを設置して休日にも電話相談を受け付けるなど、被災した外国人等への情報提供を行った。

○ 不法滞在者・偽装滞在者対策の実施

- ・ 不法残留者数は着実に減少してきており、これまでの取組の成果が現れているものの、今なお約10万人もの不法滞在者が潜在していると考えられるため、摘発の強化、不法滞在者に係る情報の収集・分析の強化及び出頭申告の促進による更なる不法滞在者の縮減に努めている。
- ・ 「偽装滞在者」とは、偽装婚、偽装留学など、偽変造文書や虚偽文書を悪用するなどして身分・活動目的を偽り、正規在留者を装い我が国で不法に就労等する者のことであり、表見上はあくまでも「正規滞在者」であることから、その実態を正確に把握するまでには至っていないが、在留資格制度を悪用する偽装滞在者の存在は看過できないものであることから、入国管理局としては、資格外活動違反者への摘発強化及び情報の収集・分析の強化などに努めている。

○ 被收容者の処遇の適正化に向けた取組

- ・ 平成22年7月に外部の有識者で構成される「入国者收容所等視察委員会」を設置し、警備処遇の透明性をより一層確保するとともに、入国者收容所等の運営の改善向上を図っている。
- ・ 退去強制令書が発付されてから相当の期間收容が継続している被收容者について、今後、一定期間ごとにその仮放免の必要性、相当性を検証・検討し、個々の事情に応じて仮放免を弾力的に活用しつつ、より一層適正な退去強制手続の実施に努めていくこととした。
- ・ 平成22年9月、日本弁護士連合会との間で、出入国管理行政における收容にまつわる諸問題について、より望ましい状況を実現するための方策等を協議する場を持つこととするとともに、その一環として、被收容者に対する弁護士による法律相談等の取組を共に促進することについて合意した。日本弁護士連合会とは今後も継続的に協議を重ね、收容にまつわる諸問題について、より望ましい状況の実現を図ることとしている。

○ 在留特別許可の適正な運用

「在留特別許可に係るガイドライン」の策定・公表、「在留特別許可された事例及び在留特別許可されなかった事例について」の公表といった措置を講じ、在留特別許可の透明性や予見可能性の向上に取り組んでいる。「在留特別許可に係るガイドライン」には、在留特別許可の許否判断に係る考慮要素事項を詳細に記載しているほか、許否判断を行うに当たっての考え方を示しており、在留特別許可の許否判断は、これを踏まえて行うこととしている。

○ 難民の適正かつ迅速な庇護の推進

- ・ 入国管理局では、難民として認定されるべき者等の法的地位の早期安定化を図るため、平成22年7月に、長期化している難民認定申請案件の審査期間について、標準処理期間6か月を設定し、また四半期毎に、難民認定申請案件についての平均処理（審査）期間を法務省のホームページ上で公表することとした。平成22年6月末の時点では、申請から6か月を超えて未処理の案件が612件あったが、平成23年3月末現在では35件にまで減少した。
- ・ 「第三国定住による難民の受入れに関するパイロットケースの実施について」（平成20年12月

16日閣議了解)及び「第三国定住による難民の受入れに関するパイロットケース実施の具体的措置について」(平成20年12月19日難民対策連絡調整会議決定)に基づき、平成22年度から、パイロットケースとして、タイのメーラ・キャンプに滞在するミャンマー難民受入れ及び定住支援が開始され、22年度は第一陣として5家族27名が来日した。

○ 国際社会への対応

- ・ 「包括的経済連携に関する基本方針」に基づき、国家戦略担当大臣の下に「人の移動に関する検討グループ」が設置され、入国管理局も同グループの検討に参加した。平成23年3月11日に「経済連携協定(EPA)に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」が閣議決定された。
- ・ 各国とのEPA締結交渉等に積極的に参画した。
- ・ G8、ASEMを始めとする国際会議に参加し、各国との議論や意見交換をとおして協力関係の構築や情報共有等に努めている。
- ・ 東南アジア諸国を始め環太平洋諸国など19の国と地域の出入国管理機関の担当者等を招へいして、平成22年12月に出入国管理セミナーを開催し、「各参加国(地域)の出入国管理行政におけるこの1年間の取組」、「適正な出入国・在留審査のための各種情報の効果的な活用」及び「不法滞在者に係る対策」について意見交換を行い、参加各国の効果的な出入国管理政策の立案及び運用に貢献している。

○ 広報活動と行政サービスの向上

- ・ 高齢者、障害者、妊婦等のための優先レーン(プライオリティレーン)を設置するなどして、手続の円滑化とともに行政サービスの向上に努めているほか、入国審査官の配置を弾力的に行う等して、出入国審査時の混雑の緩和に努めている。
- ・ 親切で真心のこもった行政を実現するために“さわやか行政サービス運動”に取り組み、各地方入国管理局等では、接遇に係る研修を実施する等職員の行政サービスに関する意識の向上及び応接態度の改善を継続的に行っているほか、窓口環境の整備や各種案内サービスの工夫に取り組んでいる。
- ・ より良質かつ低廉な行政サービスの提供を実現することを目的として、市場化テストが導入され、その対象となった各地方入国管理官署において、平成23年4月1日から外国人在留総合インフォメーションセンターの運營業務及び地方入国管理局等の入国・在留手続の窓口業務について民間事業者による業務委託されることとなった。

平成23年版「出入国管理」目次

はじめに—平成23年版「出入国管理」の発刊に当たって
平成23年版「出入国管理」のポイント

目次 凡例

第1部 出入国管理をめぐる近年の状況

第1章 外国人の入国・在留等の状況

| | |
|----------------------------|----|
| 第1節 外国人の出入国の状況 | 2 |
| ① 外国人の出入国者数の推移 | 2 |
| (1) 外国人の入国 | 2 |
| ア 入国者数 | 2 |
| イ 国籍（出身地）別 | 3 |
| ウ 男女別・年齢別 | 4 |
| エ 入国目的（在留資格）別 | 4 |
| (ア) 短期滞在者 | 5 |
| (イ) 専門的・技術的分野での就労を目的とする外国人 | 7 |
| (ウ) 留学生・就学生 | 9 |
| (エ) 研修生・技能実習生 | 11 |
| (オ) 身分又は地位に基づいて入国する外国人 | 12 |
| (2) 特例上陸（一時庇護のための上陸の許可を除く） | 13 |
| (3) 外国人の出国 | 14 |
| ② 上陸審判状況 | 14 |
| (1) 上陸口頭審理・異議申出案件の受理・処理 | 14 |
| (2) 被上陸拒否者 | 17 |
| (3) 上陸特別許可 | 18 |
| ③ 入国事前審査状況 | 18 |
| (1) 査証事前協議 | 18 |
| (2) 在留資格認定証明書 | 18 |
| 第2節 外国人の在留の状況 | 19 |
| ① 外国人登録者数 | 19 |
| (1) 総数 | 19 |
| (2) 国籍（出身地）別 | 20 |
| (3) 目的（在留資格）別 | 20 |

| | | |
|----------------------------|------------------------------|----|
| ア | 永住者・特別永住者 | 20 |
| イ | 専門的・技術的分野での就労を目的とする外国人 | 22 |
| ウ | 留学生 | 23 |
| エ | 「研修」・「技能実習（1号）」 | 23 |
| オ | 「特定活動（技能実習）」・「技能実習（2号）」 | 24 |
| カ | 身分又は地位に基づき在留する外国人 | 24 |
| ② | 在留審査の状況 | 25 |
| (1) | 在留期間更新の許可 | 25 |
| (2) | 在留資格変更の許可 | 26 |
| ア | 留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可 | 26 |
| イ | 「技能実習（2号）」への移行を目的とする在留資格変更許可 | 27 |
| (3) | 在留資格取得の許可 | 28 |
| (4) | 再入国の許可 | 29 |
| (5) | 資格外活動の許可 | 29 |
| (6) | 永住許可 | 29 |
| 第3節 | 日本人の出帰国の状況 | 30 |
| ① | 出国者 | 30 |
| (1) | 総数 | 30 |
| (2) | 男女別・年齢別 | 30 |
| (3) | 空港・海港別 | 31 |
| ② | 帰国者 | 31 |
| 第2章 外国人の退去強制手続業務の状況 | | |
| 第1節 | 不法残留者の状況 | 33 |
| ① | 国籍（出身地）別 | 33 |
| ② | 在留資格別 | 35 |
| 第2節 | 退去強制手続を執った入管法違反事件の概要 | 36 |
| ① | 退去強制事由別 | 36 |
| (1) | 不法入国 | 37 |
| (2) | 不法上陸 | 38 |
| (3) | 不法残留 | 39 |
| (4) | 資格外活動 | 39 |
| ② | 不法就労事件 | 40 |
| (1) | 概況 | 40 |
| (2) | 国籍（出身地）別 | 40 |
| (3) | 男女別 | 41 |
| (4) | 就労内容別 | 41 |
| (5) | 稼働場所（都道府県）別 | 42 |

| | |
|---------------------------|----|
| ③ 違反審判の概況 | 43 |
| (1) 事件の受理・処理 | 43 |
| (2) 退去強制令書の発付 | 45 |
| (3) 仮放免 | 46 |
| (4) 在留特別許可 | 46 |
| ④ 送還の概況 | 47 |
| (1) 国費送還 | 48 |
| (2) 自費出国 | 48 |
| (3) 運送業者の責任と費用による送還 | 49 |
| ⑤ 出国命令事件 | 50 |
| (1) 概要 | 50 |
| (2) 違反調査 | 50 |
| ア 国籍（出身地）別 | 50 |
| イ 適条別 | 50 |
| (3) 審査 | 50 |
| ア 事件の受理・処理 | 50 |
| イ 出国命令書の交付 | 51 |
| (4) 出国確認 | 51 |

第3章 難民認定業務等の状況

| | |
|------------------------------------|----|
| 第1節 難民認定の申請及び処理 | 52 |
| ① 難民認定申請 | 52 |
| ② 難民認定申請の処理 | 53 |
| ③ 仮滞在許可制度の運用状況 | 53 |
| 第2節 異議申立て | 53 |
| ① 異議申立て | 53 |
| ② 異議申立ての処理 | 54 |
| 第3節 難民審査参与員制度の意義と運用状況 | 54 |
| 第4節 一時庇護のための上陸の許可 | 55 |

第4章 人身取引対策の推進及び外国人DV被害者の適切な保護

| | |
|---------------------------------|----|
| 第1節 人身取引対策の推進 | 56 |
| ① 人身取引被害者の保護 | 56 |
| ② 人身取引加害者の退去強制 | 57 |
| 第2節 外国人DV被害者の適切な保護 | 57 |
| ① 概要 | 57 |
| ② 外国人DV被害者の認知件数 | 58 |

第5章 外国人登録の実施状況

| | | |
|-----|-------------------|----|
| 第1節 | 新規登録及び登録の閉鎖 | 59 |
| 第2節 | 変更登録 | 59 |
| 第3節 | 登録証明書の切替（登録事項の確認） | 60 |
| 第4節 | 地方公共団体と外国人登録 | 60 |

第2部 平成22年度における出入国管理行政に係る主要な施策等

第1章 新成長戦略等への対応

—我が国社会に活力をもたらす外国人の円滑な受入れ—

| | | |
|-----|---------------------------|----|
| 第1節 | 国際医療交流の推進 | 64 |
| ① | 国際医療交流促進のための在留資格の整備 | 64 |
| | (1) 改正の経緯・背景 | 64 |
| | (2) 改正の内容 | 64 |
| | ア 外国人患者本人と付添人の在留資格の整備 | 64 |
| | イ 在留資格認定証明書の申請代理人の規定の整備 | 65 |
| ② | 外国人歯科医師・看護師等に対する就労期限の見直し | 65 |
| 第2節 | ポイント制による高度人材の優遇制度の導入 | 65 |
| 第3節 | 専門学校卒業生の就職支援を通じた留学生の受入れ促進 | 65 |

第2章 新しい在留管理制度等の円滑な導入に向けた取組

| | | |
|-----|--------------------------|----|
| 第1節 | 制度の概要 | 67 |
| ① | 新しい在留管理制度 | 67 |
| | (1) 導入の経緯・背景 | 67 |
| | (2) 新しい在留管理制度により導入される措置 | 67 |
| | (3) 特別永住者に係る措置 | 68 |
| ② | 外国人住民に係る住民基本台帳制度 | 69 |
| | (1) 外国人住民に係る住民票の作成 | 69 |
| | (2) 外国人住民に係る住民票の記載事項 | 69 |
| | (3) 外国人住民に係る届出 | 69 |
| | (4) 法務大臣からの通知 | 69 |
| 第2節 | 制度の導入に向けた取組状況 | 69 |
| ① | 新しい在留管理制度への円滑な移行 | 69 |
| ② | 外国人住民に係る住民基本台帳制度への円滑な移行 | 70 |
| | (1) 総務省，地方公共団体との連携及び情報提供 | 70 |
| | (2) 正確な登録を確保するための措置 | 70 |

第3章 円滑かつ厳格な入国審査等の実施

| | | |
|-----|----------------|----|
| 第1節 | 観光立国実現に向けた取組 | 71 |
| ① | 審査待ち時間短縮のための取組 | 71 |
| ② | 自動化ゲート | 71 |

| | | |
|---------------------------------|--|----|
| 第2節 | 水際対策の強化 | 72 |
| ① | 個人識別情報を活用した入国審査の実施 | 72 |
| ② | ICPO紛失・盗難旅券情報の活用 | 73 |
| ③ | APISを活用した出入国審査 | 73 |
| 第3節 | その他 | 73 |
| ① | 上陸拒否の特例 | 73 |
| ② | 乗員上陸許可を受けた者の乗員手帳等の携帯・提示義務 | 73 |
| ③ | APECへの対応 | 74 |
| 第4章 新たな技能実習制度の開始 | | |
| 第1節 | 制度の概要 | 75 |
| 第2節 | 不適正な事案への対処 | 75 |
| 第5章 留学生の適正かつ円滑な受入れ | | |
| 第1節 | 留学生の適正かつ円滑な入国・在留審査 | 77 |
| 第2節 | 留学生の受入れに関する施策の実施状況 | 77 |
| ① | 在留資格「留学」と「就学」の一本化 | 77 |
| ② | 資格外活動許可の見直し | 78 |
| 第6章 在留期間更新許可申請者等の在留期間の特例 | | |
| 第7章 東日本大震災に対する入国管理局の取組 | | |
| 第1節 | 災害発生に伴う入国・在留手続に係る措置 | 80 |
| ① | 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための 特別措置に関する法律に基づく在留期間の延長 | 80 |
| ② | 諸外国・地域及び国際機関からの救助隊の迅速な受入れの実施 | 80 |
| ③ | 震災により出国を希望する外国人に対する迅速な出国手続の実施 | 80 |
| (1) | 再入国許可 | 80 |
| (2) | 出国手続 | 81 |
| ④ | 震災により途中帰国した留学生及び研修・技能実習生の円滑な 再来日のための措置 | 81 |
| 第2節 | 被災した可能性のある外国人の安否確認への協力 | 81 |
| ① | 被災地域における外国人住民に関する記録の提供 | 81 |
| ② | 安否確認のための出国事実の有無の回答 | 81 |
| 第3節 | 外国人登録事務に関する協力 | 82 |
| 第4節 | 被災した外国人等への情報提供 | 82 |

第8章 国内に不法滞在・偽装滞在する者への対策

| | | |
|-----|---------------------------------------|----|
| 第1節 | 不法滞在者対策の実施 | 83 |
| 1 | 不法滞在者を減少させるためのこれまでの取組 | 83 |
| 2 | 更なる不法滞在者の削減に向けた取組 | 83 |
| | (1) 摘発の強化 | 83 |
| | (2) 出頭申告しやすい環境の整備 | 83 |
| 第2節 | 偽装滞在者対策の実施 | 84 |
| 1 | 偽装滞在者等について | 84 |
| 2 | 偽装滞在者等への取締りの実施 | 84 |
| | (1) 情報の収集・分析の強化 | 84 |
| | (2) 資格外活動違反者への摘発強化・在留資格取消事由該当者への厳格な対応 | 84 |
| 3 | 不法就労助長行為等に的確に対処するための退去強制事由の追加 | 84 |
| 第3節 | 被收容者の処遇の適正化に向けた取組 | 85 |
| 1 | 入国者收容所等視察委員会の活動等 | 85 |
| 2 | 退去強制令書により收容する者の仮放免に関する検証等について | 85 |
| 3 | 出入国管理行政に関する日本弁護士連合会との合意 | 85 |

第9章 在留特別許可の適正な運用

| | | |
|-----|--------------------------------------|----|
| 第1節 | 「在留特別許可に係るガイドライン」に基づく運用 | 87 |
| 第2節 | 「在留特別許可された事例及び在留特別許可されなかった事例について」の拡充 | 87 |

第10章 難民の適正かつ迅速な庇護の推進

| | | |
|-----|-------------------------|----|
| 第1節 | 難民認定審査の処理期間に係る目標の設定及び公表 | 88 |
| 第2節 | 難民出身国情報の公表 | 88 |
| 第3節 | 第三国定住による難民の受入れ | 88 |

第11章 国際社会への対応

| | | |
|-----|------------------------------|----|
| 第1節 | 条約及び国際会議への対応 | 89 |
| 1 | 条約締結等への対応 | 89 |
| | (1) 「包括的経済連携に関する基本方針」への対応 | 89 |
| | (2) 各国とのEPA締結交渉への主な対応 | 89 |
| | (3) 人権関係諸条約規定に基づく報告及び審査等への対応 | 89 |
| 2 | 国際会議への対応 | 90 |
| | (1) G8ローマ・リヨングループ移民専門家会合 | 90 |
| | (2) ASEM移民管理局長級会合 | 90 |
| | (3) その他の国際会議等 | 90 |

| | |
|------------------------|----|
| 第2節 出入国管理セミナーの開催 | 90 |
|------------------------|----|

第12章 広報活動と行政サービスの向上

| | |
|-------------------|----|
| 第1節 広報活動の推進 | 91 |
|-------------------|----|

| | |
|---------------------|----|
| 第2節 行政サービスの向上 | 92 |
|---------------------|----|

| | |
|--------------------|----|
| ① 上陸審査手続の円滑化 | 92 |
|--------------------|----|

| | |
|---------------------|----|
| ② 外国人への案内サービス | 92 |
|---------------------|----|

| | |
|---------------------|----|
| ③ 入国管理局ホームページ | 93 |
|---------------------|----|

| | |
|-------------------|----|
| ④ 市場化テストの導入 | 93 |
|-------------------|----|

資料編

| | | |
|--------------|--|-----|
| 資料編 1 | 平成 22 年 4 月 1 日以降の主な出来事 | 96 |
| 資料編 2 | 統計 | 98 |
| | (1) 主な在留資格ごとの国籍（出身地）別新規入国者数・外国人登録者数の推移…… | 98 |
| | （※投資・経営，技術，人文知識・国際業務，企業内転勤，興行，技能，技能実習 1 号，技能実習 2 号，留学，就学，研修，特定活動（技能実習），永住者，日本人の配偶者等，定住者） | |
| | (2) 主な国籍（出身地）ごとの在留資格別新規入国者・外国人登録者数の推移…… | 105 |
| | （※韓国，中国，フィリピン，ブラジル） | |
| | (3) 個人識別情報を活用した出入国審査の実施状況（平成 22 年）…… | 109 |
| | (4) 偽変造文書発見件数の推移…… | 109 |
| 資料編 3 | 新しい在留管理制度の概要 | 110 |
| 資料編 4 | 出入国管理関係訴訟 | 112 |
| 第 1 節 | 概況 | 112 |
| 第 2 節 | 主な裁判例 | 113 |
| 資料編 5 | 組織・体制の拡充 | 116 |
| 第 1 節 | 組織・機構 | 116 |
| | ① 入国管理官署の概要 | 116 |
| | ② 入国管理官署の組織の見直し | 118 |
| 第 2 節 | 職員 | 119 |
| | ① 入国管理局職員 | 119 |
| | ② 増員 | 120 |
| | (1) 出入国審査体制の強化 | 121 |
| | (2) 在留管理体制の強化 | 121 |
| | (3) 難民調査体制の強化 | 122 |
| | ③ 研修 | 122 |
| 資料編 6 | 予算等 | 123 |
| 第 1 節 | 予算 | 123 |
| 第 2 節 | 施設 | 124 |

関係図表目次

目次

| | | |
|------|--------------------------------------|-----|
| 図 1 | 外国人入国者数の推移 | 2 |
| 図 2 | 主な国籍（出身地）別入国者数の推移 | 3 |
| 図 3 | 男女別・年齢別外国人入国者の状況（平成 22 年） | 4 |
| 図 4 | 「短期滞在」の在留資格による目的別新規入国者数の推移 | 6 |
| 図 5 | 観光を目的とした国籍（出身地）別新規入国者数（平成 22 年） | 7 |
| 図 6 | 専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による新規入国者数の推移 | 7 |
| 図 7 | 「留学」の在留資格による主な国籍（出身地）別新規入国者数の推移 | 10 |
| 図 8 | 「就学」の在留資格による主な国籍（出身地）別新規入国者数の推移 | 10 |
| 図 9 | 「研修」の在留資格による主な国籍（出身地）別新規入国者数の推移 | 11 |
| 図 10 | 身分又は地位に基づく在留資格による新規入国者数の推移 | 12 |
| 図 11 | 上陸審査の流れ | 15 |
| 図 12 | 主な国籍（出身地）別被上陸拒否者数の推移 | 17 |
| 図 13 | 外国人登録者数の推移と我が国の総人口に占める割合の推移 | 19 |
| 図 14 | 主な国籍（出身地）別外国人登録者数の推移 | 20 |
| 図 15 | 専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による外国人登録者数の推移 | 22 |
| 図 16 | 日本人出国者数の推移 | 30 |
| 図 17 | 男女別・年齢別日本人出国者の状況（平成 22 年） | 31 |
| 図 18 | 主な国籍（出身地）別不法残留者数の推移 | 34 |
| 図 19 | 退去強制手続及び出国命令手続の流れ | 36 |
| 図 20 | 口頭審理請求件数及びその比率の推移 | 45 |
| 図 21 | 主な国籍（出身地）別退去強制令書の発付状況 | 46 |
| 図 22 | 難民認定申請の形態と手続 | 54 |
| 図 23 | 「留学」及び「就学」の在留資格からの不法残留者数構成比の推移 | 78 |
| 図 24 | 入国管理局組織表 | 116 |
| 図 25 | 法務省入国管理局所管事項 | 117 |
| 図 26 | 入国管理官署職員定員の推移 | 120 |
| 図 27 | 予算額の推移 | 123 |
| 図 28 | 電算関連主要予算額の推移 | 124 |

表

| | | |
|------|--------------------------------------|----|
| 表 1 | 在留資格別新規入国者数の推移 | 5 |
| 表 2 | 特例上陸許可件数の推移 | 13 |
| 表 3 | 滞在期間別外国人単純出国者数の推移 | 14 |
| 表 4 | 上陸条件別上陸口頭審理の新規受理件数の推移 | 16 |
| 表 5 | 口頭審理の処理状況の推移 | 16 |
| 表 6 | 上陸審判の異議申出と裁決結果の推移 | 18 |
| 表 7 | 入国事前審査処理件数の推移 | 18 |
| 表 8 | 在留の資格別外国人登録者数の推移 | 21 |
| 表 9 | 在留審査業務許可件数の推移 | 25 |
| 表 10 | 国籍（出身地）別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可件数の推移 | 26 |
| 表 11 | 在留資格別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可件数の推移 | 27 |
| 表 12 | 国籍別技能実習への移行者数の推移 | 28 |
| 表 13 | 職種別技能実習への移行者数の推移 | 28 |
| 表 14 | 国籍（出身地）別永住許可件数の推移 | 29 |
| 表 15 | 滞在期間別日本人帰国者数の推移 | 32 |
| 表 16 | 国籍（出身地）別不法残留者数の推移 | 34 |
| 表 17 | 在留資格別不法残留者数の推移 | 35 |
| 表 18 | 退去強制事由別入管法違反事件の推移 | 37 |
| 表 19 | 国籍（出身地）別入管法違反事件の推移 | 37 |
| 表 20 | 国籍（出身地）別不法入国事件の推移 | 38 |
| 表 21 | 国籍（出身地）別航空機による不法入国事件の推移 | 38 |
| 表 22 | 国籍（出身地）別船舶による不法入国事件の推移 | 38 |
| 表 23 | 国籍（出身地）別不法上陸事件の推移 | 39 |
| 表 24 | 国籍（出身地）別不法残留事件の推移 | 39 |
| 表 25 | 国籍（出身地）別資格外活動事件の推移 | 40 |
| 表 26 | 国籍（出身地）別不法就労事件の推移 | 41 |
| 表 27 | 就労内容別不法就労事件の推移 | 42 |
| 表 28 | 稼働場所別不法就労事件の推移 | 43 |
| 表 29 | 違反審査・口頭審理・法務大臣裁決の受理件数及び処理状況の推移 | 44 |
| 表 30 | 退去強制事由別退去強制令書の発付状況 | 45 |
| 表 31 | 仮放免許可件数の推移 | 46 |
| 表 32 | 退去強制事由別在留特別許可件数の推移 | 47 |
| 表 33 | 国籍（出身地）別在留特別許可件数の推移 | 47 |
| 表 34 | 国籍（出身地）別被送還者数の推移 | 47 |
| 表 35 | 送還方法別被送還者数の推移 | 48 |
| 表 36 | 国籍（出身地）別自費出国による被送還者数の推移 | 49 |
| 表 37 | 国籍（出身地）別出国命令による引継者数（平成 22 年） | 50 |
| 表 38 | 国籍（出身地）別出国命令書の交付状況 | 51 |
| 表 39 | 難民認定申請数の推移 | 52 |

| | | |
|------|--------------------------------|-----|
| 表 40 | 難民認定申請の処理数の推移 | 53 |
| 表 41 | 庇護数の推移 | 53 |
| 表 42 | 難民不認定に対する異議申立数及び処理状況の推移 | 54 |
| 表 43 | 人身取引の被害者数（平成 22 年） | 56 |
| 表 44 | 人身取引被害者数の推移 | 56 |
| 表 45 | D V 被害者把握状況（平成 22 年） | 58 |
| 表 46 | 事由別新規登録及び登録閉鎖の状況 | 59 |
| 表 47 | 変更登録の状況 | 60 |
| 表 48 | 登録確認の状況 | 60 |
| 表 49 | 受入れ形態別「不正行為」認定機関数の推移 | 76 |
| 表 50 | 類型別「不正行為」認定件数（平成 22 年） | 76 |
| 表 51 | 「留学」及び「就学」の在留資格からの不法残留者数構成比の推移 | 78 |
| 表 52 | 出入国管理関係訴訟（本案事件）受理・終了件数の推移 | 112 |
| 表 53 | 地方入国管理局の出張所の整理統廃合状況 | 119 |
| 表 54 | 入国管理官署職員定員の推移 | 121 |
| 表 55 | 収容定員の推移 | 124 |

写真

| | | |
|-------|-------------------------------------|------|
| 写真 1 | 羽田空港 | はじめに |
| 写真 2 | 臨船サーチ風景 | 13 |
| 写真 3 | 上陸口頭審理風景 | 14 |
| 写真 4 | 在留審査窓口風景 | 25 |
| 写真 5 | 空港上陸審査風景 | 31 |
| 写真 6 | 違反調査風景 | 33 |
| 写真 7 | 摘発風景 | 36 |
| 写真 8 | 不法就労摘発風景 | 42 |
| 写真 9 | 違反審判風景 | 43 |
| 写真 10 | 送還風景 | 48 |
| 写真 11 | 難民旅行証明書 | 52 |
| 写真 12 | 外国人登録証明書 | 59 |
| 写真 13 | 自動化ゲート | 71 |
| 写真 14 | 個人識別情報を活用した入国審査風景 | 72 |
| 写真 15 | 偽変造文書対策 | 72 |
| 写真 16 | 不法就労外国人対策キャンペーン月間リーフレット表紙 | 91 |
| 写真 17 | 不法就労外国人対策キャンペーン風景 | 91 |
| 写真 18 | 警察・法務・厚生労働三省庁による不法就労外国人対策の経営者団体への要請 | 91 |
| 写真 19 | 審査待ち時間表示 | 92 |
| 写真 20 | プライオリティレーン | 92 |
| 写真 21 | 外国人在留総合インフォメーションセンター（大阪入国管理局） | 93 |
| 写真 22 | 入国管理局職員 | 119 |
| 写真 23 | 研修風景 | 122 |

凡例 (五十音順, アルファベット順)

| | |
|-------------------|---|
| 外登法 | 外国人登録法 |
| 登録原票 | 外国人登録原票 |
| 登録証明書 | 外国人登録証明書 |
| 難民条約 | 難民の地位に関する条約 |
| 難民議定書 | 難民の地位に関する議定書 |
| 日米地位協定 | 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定 |
| 入管特例法 | 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法 |
| 入管法 | 出入国管理及び難民認定法 |
| A P E C | Asia-Pacific Economic Cooperation (アジア太平洋経済協力) |
| A P I S | Advance Passenger Information System (事前旅客情報システム) |
| A S E M | Asia-Europe Meeting (アジア欧州会合) |
| E Dカード | Embarkation Card and Disembarkation Card (出入国記録カード) |
| E P A | Economic Partnership Agreement (経済連携協定) |
| I A T A ・ C A W G | International Air Transport Association ・ Control Authorities Working Group (国際航空運送協会・入国管理機関関係部会) |
| I C A O | International Civil Aviation Organization (国際民間航空機関) |
| I C P O | International Criminal Police Organization (国際刑事警察機構) |
| I O M | International Organization for Migration (国際移住機関) |
| U N H C R | Office of the United Nations High Commissioner for Refugees (国際連合難民高等弁務官事務所) 又は United Nations High Commissioner for Refugees (国際連合難民高等弁務官) |